

## 新法紹介

- 1 個人情報保護法
- 2 市場主体登記管理条例
- 3 国務院の自由貿易試験区における貿易及び投資円滑化改革及び革新に関する若干措置
- 4 重要情報インフラセキュリティ保護条例
- 5 税関における登録登記及び届出の企業信用管理弁法

### 1 個人情報保護法

中国における個人情報保護に関する基本法である。個人情報やセンシティブ個人情報の定義、その取扱に関する基本的なルール及び個人の権利等が規定されている。日系企業にとって注意すべきは、中国ビジネスを営む日本企業に対しても適用があるとされている点と、中国で収集した個人情報の域外移転についてのルールが定められている点である。参考のために全文を最後に掲載する。

URL : <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753feshml>

(全人代常務委員会2021年8月20日制定・公布、同年11月1日施行)

### 2 市場主体登記管理条例

本条例は、中国において営利活動を行う全ての事業主に関する登記法令を一本化し、更に事業主の適用範囲、登記・届出事項、登記作業の規範、登記機関の権限等についても明確にした初めての条例である。オンライン登記、企業休眠制度及び抹消登記の簡易手続も導入され、事業主による登記の利便性の向上を実現できると思われる。

URL : [http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/24/content\\_5632964.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/24/content_5632964.htm)

(国務院2021年8月24日制定・公布、2022年3月1日施行)

### 3 国務院の自由貿易試験区における貿易及び投資円滑化改革及び革新に関する若干措置

本通達では、主に投資参入の円滑化（香港・マカオの投資者による観光会社の設立、国際登録の船舶に対する法定検査業務、輸入の一部薬品及び医療器械の越境電子商取引の小売業務等）、輸入貿易・新型貿易展開の支援（オフショア貿易に関わる税制改正等）、金融サービスの利便性向上（人民元・外貨合一の銀行口座、ファイナンスリース会社に対する外債枠便宜措置の試行）等の点において、

貿易・投資の円滑化を促進するための19条の改革措置が打ち出された。

URL : [http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-09/03/content\\_5635110.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-09/03/content_5635110.htm)

(国務院2021年9月3日制定・公布・施行)

### 4 重要情報インフラセキュリティ保護条例

本保護条例は、基本的には中国のサイバーセキュリティ法の第三章第二節に基づくものであり、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融等重要業界及び分野等における重要情報インフラを重点的に保護し、国による重要情報インフラの識別ルールと、重要情報インフラの運営者に対して負担すべき保護義務と講じべき技術的保護措置及びその他の必要措置並びに法的責任等の内容を定めている。

URL : [http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/17/content\\_5631671.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/17/content_5631671.htm)

(国務院2021年8月17日制定・公布、同年9月1日施行)

### 5 税関における登録登記及び届出の企業信用管理弁法

本弁法は、従前の「税関企業信用管理弁法」に基づく管理体制をベースとした企業信用制度、信用修復制度、信用喪失に関する救済方法、企業管理等の多方面にわたって調整・更新したルールや措置を定めている。特に信用の高い企業に対して12項目の優遇策を打ち出し、再認証の期間は3年から5年に延長されることが明記されている。他方、輸出入食品及び化粧品管理規定の違反、固体廃棄物の密輸等といった行為のあった輸出入企業に対して、「重大信用喪失主体」と認定し高額な罰金を与えられる制度が導入された。

URL : <http://zms.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3871763/index.html>

(税関総署2021年9月15日制定・公布、同年11月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。